

感染症防止対策特別助成金交付要綱

公益社団法人佐賀県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人佐賀県トラック協会(以下「佐ト協」という。)の会員事業者(以下「事業者」という。)が、新型コロナウイルス等感染症の防止対策に有用な物品等を購入した費用の一部を助成することで事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

(助成対象)

第2条 当該年度内の4月1日から2月末日までにおいて、事業者が別表1に定める物品等を新たに購入したものを対象とする。

(助成金額)

第3条 助成金の交付額は、購入費用(消費税は除く。)とし、1会員あたりの助成限度額は別表2のとおりとする。

2 助成金の請求申請は1回限りとする。

(助成対象期間)

第4条 原則として、当該年度の2月末日までに支払を完了しているものとする。

2 対象期間内であっても予算額に達した場合は、助成を終了することができるものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、原則として事業が完了した日から3か月以内又は、当該年度の2月末日のいずれか早い日までに次に掲げる必要書類を全て添え、佐ト協に申請するものとする。

- (1) 感染症防止対策特別助成事業実績報告書(様式1)
- (2) 購入物品内訳書(様式2)
- (3) 購入にかかる請求書の写し(物品名、個数、金額等が記載されたもの)
- (4) 支払いが証明できる書類の写し(領収書、振込依頼書等)

(助成金の交付)

第6条 佐ト協は、前条の助成事業実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたときは、当該事業者に対して助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第7条 事業者は、第5条に基づき提出された書類について、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、佐ト協は当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 本交付要綱に違反し、若しくは、その他法令等に基づく処分に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができるものとする。

(保存期間)

第8条 本助成に関する書類は、佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条の規定に従い、5年間保存しなければならないものとする。

(附則)

本要綱は、2021年4月1日より施行する。

別表1 (助成対象品)

1	マスク
2	消毒液
3	体温計・非接触型検温計
4	フェイスガード
5	手袋
6	ウイルス感染防止対策パーテーション (飛沫防止用アクリル板・透明ビニール)
7	PCR検査キット
8	新型コロナウイルス感染防止に有効な物品として佐ト協が認める物

別表2 (助成金額)

登録台数	助成金額 (上限額)
30両以下	2万円
31両 ~ 100両以下	3万円
101両 ~	4万円

※登録台数は、被けん引車を除く車両数。